

# 川崎市で新たに事業を始める方へ

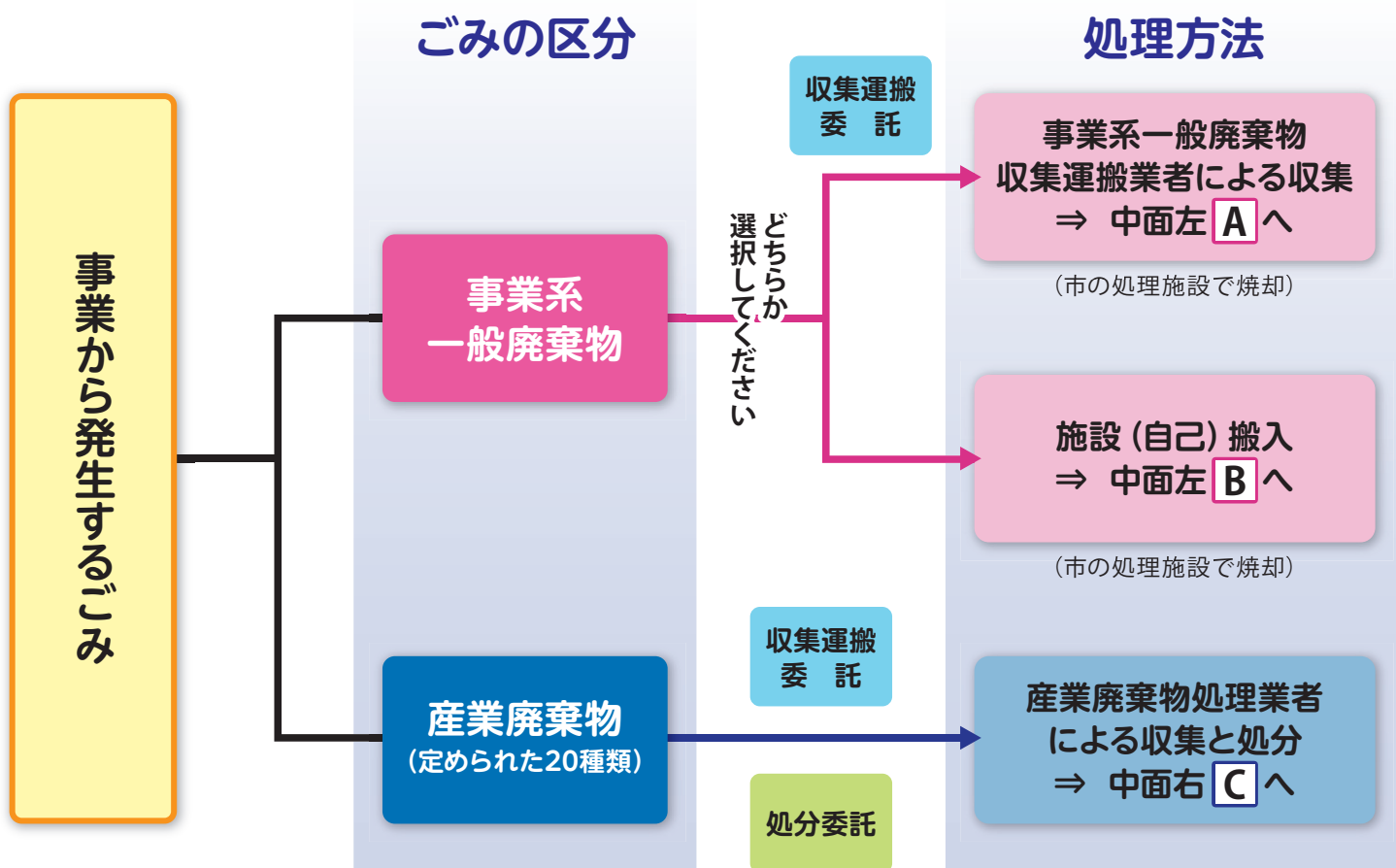
～ご存知ですか？**ごみ**の正しい処理方法～



事業活動から発生するごみは、市では収集していません。  
また、家庭系のごみ集積所に出すことはできません。

## 事業活動から発生するごみは…

※NPO法人や個人事業主の活動も事業活動です。



# 一般廃棄物

## A 事業系一般廃棄物収集運搬業者による収集

事業系一般廃棄物収集運搬業者（市の許可を受けた業者）と収集運搬の契約を行い、事業系一般廃棄物の処理を委託する処理方法です。

### 契約するとき

① 委託業者は川崎市から許可を受けた業者の中から選んでください。

許可業者は  
市ホームページで

排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧

検索

② 受託料金、排出量、排出方法、収集日、収集時間、資源物の扱い等を許可業者と事前に相談して契約してください。

市の許可業者以外への委託は廃棄物処理法違反です。必ず許可証を確認してください。

### ごみを出すとき

#### ● 分別

- **事業系一般廃棄物の中にビニールやプラスチックなどの産業廃棄物を混ぜないでください。**産業廃棄物が混ざったごみは市の処理施設に持ち込めません。
- ダンボールや書類等の古紙、生ごみ、剪定枝などは**分別して資源化に努めてください。**

#### ● 保管場所

- 保管場所は事業場内に設けてください。公道上へのごみ容器の常設はできません。
- ごみの飛散、流出、悪臭、ハエ・蚊等の発生に十分注意してください。

## B 施設（自己）搬入

自ら市の焼却施設に事業系一般廃棄物を搬入する処理方法です。

1kgあたり15円のごみ処理手数料がかかります。

### 【所在地別搬入施設】

排出事業者の所在地 (廃棄物の発生場所)	施設名	住所	電話番号
川崎市内全区	浮島処理センター	川崎区浮島町509-1	044-287-9600
	橘処理センター	高津区新作1-20-1	044-865-0013
中原区・高津区・宮前区・ 多摩区・麻生区	王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	044-966-6135

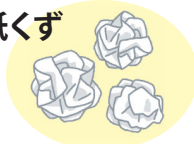
自己搬入の手続きや搬入日時などについては、**環境局施設部処理計画課（044-200-2589）**へお問い合わせください。

## 事業系一般廃棄物の種類

市の処理施設に搬入できるごみ  
(産業廃棄物以外のものです)

例

紙くず



生ごみ  
(厨芥類)



木くず



# C 産業廃棄物

## プラスチックごみは産業廃棄物です！

### 家庭ごみの分別方法とは異なります！

プラスチック製のものはすべて産業廃棄物です。一般廃棄物（左ページ）に混ぜないようにしてください。

不織布は石油由来のため  
廃プラスチック類（産廃）



金属くずと  
廃プラスチック類  
の混合物（産廃）

## 産業廃棄物のルール（罰則あり）

### ① 契約書

#### 書面契約

収集運搬・処分それぞれの契約が書面で必要

#### 許可証

委託先の事業者が許可を受けているもの、期限が切れていないものを添付



### ② マニフェスト

#### 産業廃棄物の収集時に交付が必要

排出事業者が委託業者に交付（電子の場合は入力）

#### 返送と内容の確認

廃棄物の運搬・処分の完了を確認



### ③ 保管

#### 適正保管

混ざらないように種類ごとに保管

飛散・流出・地下浸透・悪臭が発生しないようにする

保管場所には掲示板

### 5年間保存義務

## 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		特定の業種等（13～19の廃棄物）		
すべての業種に共通	1 燃えがら	特定の業種によるもの	13 紙くず	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した紙くず、パルプ、紙製造業、印刷業、製本業等で発生した紙くず
	2 汚泥		14 木くず	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した木くず、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業等で発生した木くず、廃パレット（全業種）
	3 廃油		15 繊維くず	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）で発生した天然繊維くず
	4 廃酸		16 動植物性残さ	食品品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	5 廃アルカリ		17 動物系固形不要物	と畜場できつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	6 廃プラスチック類		18 動物のふん尿	畜産農場の動物のふん尿
	7 ゴムくず		19 動物の死体	畜産農業の動物の死体
	8 金属くず		20 政令第13号廃棄物	1～19の産業廃棄物を処理したもので、1～19に該当しないもの
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
	10 鉱さい			
	11 がれき類			
	12 ばいじん			

金属くず



ガラスくず



廃油



金属くずと  
汚泥の  
混合物



産業廃棄物処理の委託先を探したい場合は下記にお問い合わせください。

（公社）神奈川県産業資源循環協会 045-681-2989

廃棄物の適正分別のため、分別表示ラベルをぜひご活用ください。  
（川崎市ホームページから、ダウンロードできます）



## その他

◆ 事業所（事務所・店舗・工場等）と住居部分が同一の建物（敷地）の場合（住居併用事業所など）は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物、家庭系ごみが発生しますが、それぞれ分別して排出してください。

**家庭系ごみと事業系の廃棄物を分別していない場合には、全て事業系の廃棄物とみなします。**

◆ **家庭ごみと事業系の廃棄物は分類方法が違います。** 事業系ごみでは、容器包装プラ、製品プラ、ビニールなどの分類はなく、全て廃プラスチック類（産業廃棄物）になります。

また、**燃えるごみ（可燃物）、燃えないごみ（不燃物）、資源物という分類はありません。**

◆ 廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の生活環境に被害を及ぼすものとして政令に定められたものは、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当します。

## 是非ご登録ください！

書類での申請のほか専用フォームを活用してスマホやパソコンなどでの申請も可能です

### エコショップ リユース・リサイクルショップ

環境に配慮し、廃棄物の減量化及び資源化等に関する川崎市の施策へ積極的に協力するお店や商店街などを「エコショップ」、中古品の買取・販売等を行うお店等を「リユース・リサイクルショップ」に認定し、市のホームページで紹介しています。



詳細は  
市ホームページで

### 食品ロス削減協力店

飲食店による食べきりや食品小売店による売りきりの推進など、食品ロスの削減に取り組む店舗を登録し、市のホームページで紹介しています。



詳細は  
市ホームページで

事業活動から発生するごみの処理方法等についてわからないことがありましたら、一般廃棄物は減量推進課、産業廃棄物は廃棄物指導課にお電話いただくか、各地域の生活環境事業所にご相談ください。

わからないことがありましたら、**できるだけ事業活動を始める前**にご相談ください。

## 問合せ先

### 事業系一般廃棄物

■ 環境局生活環境部減量推進課  
電話：044-200-2568

### 産業廃棄物

■ 環境局生活環境部廃棄物指導課  
電話：044-200-2596

月曜日～金曜日  
8時30分～17時15分



### 川崎区の事業所の方

■ 川崎生活環境事業所 044-266-5747

### 幸区・中原区の事業所の方

■ 中原生活環境事業所 044-411-9220

### 高津区・宮前区の事業所の方

■ 宮前生活環境事業所 044-866-9131

### 多摩区・麻生区の事業所の方

■ 多摩生活環境事業所 044-933-4111

月曜日～土曜日 8時～16時45分